

## ■教育行政のポイント

### “学校事故対応”のガイドライン

菱村 幸彦

3月末、文部科学省の有識者会議は「学校事故対応に関する指針」(以下「指針」)をまとめて公表した。文科省は、指針に基づき、通知(平成28年3月31日、27文科初第1785号)を出し、学校事故の未然防止と事故発生時の適切な対応について共通理解と体制整備を促している。

指針は、事故に備えた事前の取組、事故発生後の取組、基本調査と詳細調査の実施、再発防止策の策定と実施——等に関する詳しいガイドラインを示している。その詳細は文科省のHPでご覧いただくとして、ここでは事故発生後の取組について、重要と思われるポイントを取り上げる。

#### 救命の優先と保護者への連絡

第1は、事故発生直後の取組である。まず、優先すべきは、事故にあった児童生徒(以下「被害児」)の生命と健康である。速やかに止血や心肺蘇生等の応急手当を行い、救急車を手配する。この間適宜メモを残すことを心がける。メモはメディア対応やその後の調査等に不可欠だ。

次に、被害児の保護者へ第一報(事故の概況、けがの程度等)を可能な限り早く入れる。校長が直接行えば、学校の責任体制が保護者に伝わる。

第2は、初期対応時(事故発生直後～1週間程度)の取組である。事故が発生したら、校長のリーダーシップの下、保護者への対応、報道への対応などチームとして対処する体制を整える。

まず、できる限り迅速に事実確認を行い、対応責任者を決めて、被害児の保護者に事実を正確に伝える。ここの対応がまずいと、保護者の不信を招き、感情的にこじれる原因となる。

次に、臆測に基づく誤った情報が広がらないよう保護者説明会を開催し、一般保護者にも正確な情報を伝える。その際、あらかじめ被害者側の意向を確認し、承諾を得ることが必要だ。

また、死亡事故や重篤な事故が起こった場合、学

校は、速やかに教育委員会に事故報告を行い、必要な人員派遣や助言等を要請する。

メディアへの対応については、学校と教育委員会で調整の上、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないようにする。重大事故に対するメディアの取材攻勢は厳しい。校長は、事実を隠蔽することなく、誠実に対応することが重要である。

#### 基本調査は3日以内を目途に

第3は、基本調査の実施である。基本調査は、事故発生後、速やかに着手する調査で、教育委員会の指導助言の下に学校が実施する。

基本調査では、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。事故後速やかに、関係する全ての教職員に記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録する。

事故発生時の事実関係を整理する上で必要がある場合は、児童生徒の聴き取り調査を行う。事故現場に居合わせた児童生徒は、精神的にショックを受けているので、心のケアが必要である。調査に当たっては、無理強いせず、児童生徒や保護者の意思を尊重する。

学校は、基本調査の経過と整理した情報等について被害児の保護者に説明する。最初の説明は、調査着手から1週間以内を目安に行う。

第4は、詳細調査の実施である。詳細調査は、外部の専門家等が参画した調査委員会において行われる調査で、実施するかどうかは、教育委員会の判断による。詳細調査では、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を探り、事故が発生した原因を解明し、再発防止策等を検討する。

なお、いじめによる児童生徒の自殺については、いじめ防止対策推進法の重大事態条項(28条)に基づき対応する必要があることに留意したい。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

## ●選考で問われる重要事項を9分野・118項目に整理し徹底解説! 2017 学校管理職選考 完全要点整理

【監修】菱村幸彦 【編集】教育開発研究所 A5判・420頁／定価(本体2,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

